

住居手当の認定誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
総務部 人事局 総務サービス課	<p>転居に伴う住居手当の増額改定の時期については、事実発生から15日経過した後に届出があった場合は、届出受理日の翌月から定められているが、15日を経過したのちに届出が行われているにもかかわらず、当月から変更されているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="543 653 1368 856"> <thead> <tr> <th>職員名</th> <th>日付</th> <th>事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">職員A</td> <td>平成26年10月25日</td> <td>転居</td> </tr> <tr> <td>平成26年11月1日</td> <td>(誤) 住居手当変更の認定日</td> </tr> <tr> <td>平成26年11月12日</td> <td>住居手当変更の届出</td> </tr> <tr> <td>平成26年12月1日</td> <td>(正) 住居手当変更の認定日</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="528 932 1383 1020"> <thead> <tr> <th>変更後の住居手当</th> <th>変更前の住居手当</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27,000円</td> <td>21,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職員名	日付	事象	職員A	平成26年10月25日	転居	平成26年11月1日	(誤) 住居手当変更の認定日	平成26年11月12日	住居手当変更の届出	平成26年12月1日	(正) 住居手当変更の認定日	変更後の住居手当	変更前の住居手当	差額	27,000円	21,000円	6,000円	<p>速やかに必要な是正措置を講じるとともに、同様の認定事務の誤りが発生しないよう、総務サービス課内におけるチェック体制の強化を図りたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の住居手当に関する規則】 (支給の始期及び終期)</p> <p>第8条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第13条の5第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p> <p>2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。</p> </div>	<p>担当者向けの住居手当マニュアルを見直し、支給始期の確認ポイント等を追記した。</p> <p>また、担当者から決裁権者まで、決裁に関係する者がそれぞれ確認することにより、認定手続時の確認が確実に行われるようチェック体制を強化した。</p> <p>今後、同様の認定事務の誤りが発生しないよう、担当者に周知し注意喚起を行った。</p>
職員名	日付	事象																			
職員A	平成26年10月25日	転居																			
	平成26年11月1日	(誤) 住居手当変更の認定日																			
	平成26年11月12日	住居手当変更の届出																			
	平成26年12月1日	(正) 住居手当変更の認定日																			
変更後の住居手当	変更前の住居手当	差額																			
27,000円	21,000円	6,000円																			

監査(検査)実施年月日(委員:平成-年-月-日、事務局:平成27年6月16日から同年7月30日まで)